

事業報告書

1. 事業概要

(1) はじめに

令和4年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う行動自粛や一部施設の利用制限による影響はあったものの、施設利用状況においては回復の傾向が見受けられる状況となりました。

こうした中で、各務原市より指定を受けた指定管理者として、各務原共同福祉施設、産業会館、体育施設、パターゴルフ場、福祉センター、各務原市指定文化財皆楽座、川島会館の公共施設(38施設)を市と連携を保ちながら、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を継続し、安全安心、公平な利用、効率的な運営等の基本方針に基づき管理運営を行いました。

さらに桜体育館の管理業務や河川環境楽園内の水辺共生体験館の管理業務(4月から12月)、そして学校開放体育施設の受付業務とライフデザインセンターの口座振替業務を受託しました。

また、令和4年10月には一部の施設を除きキャッシュレス決済を導入し、利用料の支払いにおける利便性の向上を図りました。

(2) 事業について

(2)の1 指定管理事業

各事業の管理運營業務内容は、下記共通項目を誠実に行った。

- i. 利用者の受付事務及び利用料の収納事務
 - *一部施設を除き、10月よりキャッシュレス決済を導入
- ii. 利用者の指導及び利用の促進
- iii. 施設の日常的な維持管理及び簡易な修繕
- iv. 施設、設備、遊具、器具の安全点検及び清掃
- v. 施設利用に関する統計資料の作成
- vi. 効率的運営・管理運営費削減の実施

① 勤労者福祉施設の管理運營業務

- ・勤労者の福祉向上を図るとともに雇用の安定に資する場として、十分活用できるよう管理運営に努めた。

《管理施設》 ・各務原共同福祉施設「各務原勤労会館」

② 産業会館の管理運営事業

- ・産業の発展と市民の文化向上に寄与する場として、十分活用できるよう管理運営に努めた。

《管理施設》

- ・各務原市商工振興センター
- ・各務原市東亜町会館
- ・各務原市南産業会館

③ 体育施設の管理運営事業

- ・市民の健康増進及びレクリエーションのための便宜を供与する場として、十分活用できるよう管理運営に努めた。

《管理施設》

- ・各務原市総合体育館
(プリニーの総合体育館)
- ・各務原スポーツ広場
- ・各務原市飛鳥球場
- ・各務原市弓道場
- ・各務原市川島小網堤外グラウンド
- ・各務原市稲羽地区体育館
- ・各務原市鶴沼西地区体育館
- ・各務野スポーツの森テニスコート
- ・各務原市民球場
(プリニーの野球場)
- ・各務原勤労者総合グラウンド
- ・各務原市総合運動公園
- ・各務原市川島スポーツ公園
- ・各務原市那加地区体育館
- ・各務原市鶴沼地区体育館
- ・各務原市蘇原地区体育館

④ リバーサイド21の管理運営事業

- ・パターゴルフ場として、ファミリーからゴルフ愛好家まで幅広い層の健康及びレクリエーションの場として、十分活用できるよう管理運営に努めた。
- ・『各務原市ふるさと納税』の記念品の提供に協力した。
- ・各務原商工会議所会員サービス事業の一環として、割引事業を締結し、利用促進を図った。

《管理施設》

- ・各務原リバーサイド21(天龍グループリバーサイド21)

⑤ 福祉センター施設の管理運営事業

- ・福祉センター等施設を市民の福祉増進・教養の向上、コミュニティ活動の促進、及び保健の総合的推進を図るための便宜を供与する場として、十分活用のできるよう管理運営に努めた。

《管理施設》

- ・各務原市那加福祉センター
- ・各務原市那加南福祉センター
- ・各務原市那加西福祉センター
- ・各務原市稲羽コミュニティセンター

- ・各務原市稲羽西福祉センター
- ・各務原市稲羽東福祉センター
- ・各務原市鶉沼福祉センター
- ・各務原市鶉沼東福祉センター
- ・各務原市蘇原福祉センター
- ・各務原市蘇原コミュニティセンター
- ・各務原市陵南福祉センター
- ・各務原市各務福祉センター
- ・各務原市川島健康福祉センター
- ・各務原市総合福祉会館

⑥ 市指定文化財施設の管理運営事業

- ・各務原市指定文化財皆楽座が、文化財としてその価値を損なわないように適切な管理に努めた。また市民の文化活動及び地域活動の促進の場として、十分活用できるよう管理運営に努めた。

《管理施設》 ・各務原市指定文化財「皆楽座」

⑦ 川島会館の管理運営事業

- ・高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供する場として、十分活用できるよう管理運営に努めた。

《管理施設》 ・各務原市川島会館

(2) の 2 受託事業

① 桜体育館の管理業務事業

- ・市民の自主的な社会教育活動、スポーツ活動及び地域活動等を推進するための場としての設置目的と役割を十分理解し、委託業務の内容に沿って管理に努めた。
- ・業務内容
 - i. 施設の日常清掃
 - ii. 施設の管理（巡回、備品の確認等）

《管理施設》 ・各務原市桜体育館

② 水辺共生体験館の管理業務事業

- ・川と共生するための知識と技術について体験を通じて学び、これからの川づくりを共に考える場としての設置目的と役割を十分理解し、委託業務の内容に沿って管理に努めた。
- ・業務内容
 - i. 入館者数の把握
 - ii. 遵守事項の入館者への指導徹底
 - iii. 施設の日常的な維持管理

《管理施設》 ・水辺共生体験館

③ 学校開放体育施設等の受付及び口座振替業務事業

○学校開放体育施設の受付業務

・市民の自主的な社会教育活動、スポーツ活動及び地域活動等を推進するために開放される各務原市立学校の体育施設の受付業務を委託内容に沿って実施した。

- ・業務内容
- i. 学校開放体育施設等の受付（使用料金の収納を含む）
*一部施設を除き、10月よりキャッシュレス決済を導入
 - ii. 還付申請書の受付及び回送
 - iii. 利用件数及び収納データの作成及び提出
 - iv. 施設のカギ等の貸出し、及び返却時の受領 等

《対象施設》 ・各務原市立学校開放施設等
(尾崎小学校、川島小学校、川島中学校は除く)

○ライフデザインセンターの口座振替業務

・各務原市公共施設予約システムにおいて、各務原市中央ライフデザインセンターほか3施設の口座振替される使用料を各務原市の指定口座に納入する業務を委託内容に沿って実施した。

- ・業務内容
- i. 毎月、各務原市へ金額等の報告
 - ii. 各務原市の指定口座に納入

《対象施設》 ・各務原市中央ライフデザインセンター ・各務原市西ライフデザインセンター
・各務原市川島ライフデザインセンター ・各務原市東ライフデザインセンター

(2) の 3 自主運営に関する自主事業

多くの市民の方に施設を利用してもらうため次の事業を実施した。

① スポーツスクール（前期・後期）

- ・「楽しい新体操」各5回（総合体育館）

[前期] 5月14日～6月11日 [後期] 11月12日～12月10日

- ・「ヨガ体操」各10回（総合体育館）

[前期] 5月11日～7月13日 [後期] 10月5日～12月14日

- ・「フラダンス」5回（総合体育館）

[前期] 5月17日～6月14日 [後期] *応募者少数のため中止

② 各種講座

- ・「己書で年賀状を描こう幸座」 (11月24日 稲羽東福祉センター)
- ・「お正月用フラワーアレンジメント講座」(12月27日 各務福祉センター)

③ パターゴルフ大会等

- ・第8回各務原市長杯天龍グループリバーサイド21 パターゴルフ大会
(10月25日 リバーサイド21)
- ・パターゴルフ体験教室(初心者対象) (3月27日 リバーサイド21)

④ 高齢者の健康増進、教養の向上を図るための文化講座(川島会館)

- ・「健康増進に役立つかんたんヨガ」全15回 (5月11日～2月8日)
- ・「リズムにのって楽しく体操」全15回 (5月12日～1月12日)
- ・「健康長寿のためのスローエアロビック」全15回
(5月18日～2月15日)
- ・「体も心も脳も元気 笑いヨガと楽しい脳トレ」全10回
(5月12日～2月9日)
- ・「少人数で基本を学ぶ男の料理(水曜コース)」全10回
(5月11日～3月1日)
- ・「みんなで調理するおいしく楽しい料理」全10回
(5月19日～2月9日)
- ・「自宅で飾れる花づくり花かざり」全10回 (5月14日～2月11日)
- ・「暮らしに役立つ筆ペン習字」全10回 (5月19日～2月16日)
- ・「やさしく手ほどき水彩画・えんぴつ画」全15回
(5月7日～12月3日)
- ・「地元ゆかりのある人物を中心に 続・各務原の歴史を学ぶ」全5回
(5月14日～9月10日)
- ・「少人数で基本を学ぶ男の料理(木曜コース)」全10回
*応募者少数のため中止

(2) の4 その他

- ① 営繕チームにより、適宜・迅速に施設の樹木剪定、除草や簡易修繕等を行い、さらに適切な維持管理、利用者サービスに努めた。
- ② 施設利用パンフレットを作成し、各施設窓口等で配布した。
- ③ 公社ホームページを活用し、施設の情報等を発信し、施設利用の啓発・普及を行った。
- ④ 夏季の熱中症警戒アラート発令時には、注意喚起と冷房を入れた部屋の確保等の対策を行った。
- ⑤ 新型コロナウイルスの感染拡大防止のための対応として、次のことを実施した。
 - ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、手指用及び器具用アルコール消毒液の補充等管理に努めるとともに使用の徹底を呼び掛け

た。

- 感染拡大防止の啓発チラシや施設の利用制限等を各施設の玄関や受付に掲示をした。
- 予約の取り消し及び利用料の還付手続きをした。
- 施設利用者の感染等が判明した場合は、直ちに施設内の消毒作業を行うなど、安全安心に利用していただける環境を整えた。